平成２９年（フ）第１１０３号
堺市西区下田町10番10号
債務者　上阪　　要
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６４２号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番９号
債務者　久保　勝司
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１２７号
北海道小樽市銭函１丁目28番５号
債務者　櫻井　年長
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１２８号
北海道小樽市銭函１丁目28番５号
債務者　櫻井　留美
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７２５号
宮城県名取市ゆりが丘２丁目15番地の20
債務者　武田　法子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８０９号
宮城県塩竈市字石田26番地２　ラピス・レガーロＢ棟101号
債務者　三浦　　篤
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８７２号
仙台市青葉区荒巻本沢２丁目19番16号　ハイツ荒巻101、従前の住所宮城県宮城郡利府町中央３丁目５番地１　エスポワール507号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８８２号
仙台市若林区八軒小路23番地　コーポ青葉205、従前の住所仙台市太白区緑ケ丘２丁目18番23号　緑ケ丘ハイム５
債務者　中村　　昭
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９３８号
宮城県多賀城市東田中２丁目33番６号
債務者　中畑　　歩（旧姓柳沢）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
茨城県水戸市本町３丁目18番４号　メゾンＹ＆Ｃ102号、前住所茨城県水戸市本町３丁目11番39号
債務者　箱崎　文久
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３９３号
茨城県笠間市平町1927番地１　メゾンシュシュＢ205号
債務者　市毛　　篤
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１９６号
茨城県土浦市神立東２丁目30番39号、住民票上の住所茨城県土浦市中央２丁目13番10号
債務者　猪俣　博之
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２２９号
茨城県つくば市学園南３丁目34番地５　プロムナード１棟202号、前住所茨城県つくば市高野台３丁目15番地29
債務者　塚本　洋子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４１号
茨城県常総市相野谷町87番地16
債務者　鈴木世志男
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１３号
群馬県みどり市大間々町大間々2013番地11
債務者　星野　　望（旧姓人見）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３５３号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井３丁目３番15（トゥ・セゾン241号）
債務者　小川　千早
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３５４号
千葉県成田市加良部２丁目１番地２（12棟504号）
債務者　高木　厚至
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部